

副  
本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年9月17日

### 上申書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

長 原

悟



同

濱 松 慎 治 外



被告は、頭書事件の御序指示に基づき、以下のとおり申し述べる。

被告は、第11回口頭弁論において、準備書面⑩及び準備書面⑪を陳述し、それぞれ原告らの平成26年7月3日付け第22準備書面及び平成26年7月4日付け第24準備書面に対する反論を行う予定である。

また、あわせて、上記準備書面に関する書証及び証拠説明書を提出する予定である。

なお、被告は、平成26年8月12日、本件2号機について、原子力規制委員会に対し、新規制基準適合性審査の申請を行った。今後、被告は、上記申請を踏まえた本件原子力発電所の安全性に関する主

張を行う予定であり、また、引き続き原告ら主張に対する反論を行っていく予定である。

以上